

Social Instrument としての日本企業 ——「公共性」の国際比較のための概念整理

環境問題、インサイダー取引、不正会計、あるいは企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility - CSR) 論などと関連して、企業の「公共性」が議論されることが多い。この問いには、それに先行して、「公共 (public)」とは何か、それは「共同 (common)」とどう異なるのか、などの問題が存在するが、まずここではやや発見的 (heuristic) に、「公共」の概念そのものが企業という社会的存在とどう関わるのかをいくつかの視点から吟味し、概念の整理を試みる²⁾。その場合、公共性の二つの意味をあらかじめ区別しておきたい。ひとつは企業という社会の中の組織体そのものに内在する公共性、もうひとつは企業という社会的存在が共同善 (common good) のために働きかけようとする能動的な公共性である。前者は、企業という組織体自体が本来的に持つ (あるいは持つべきと考えられる) 公共性を意味する。それは「企業という存在も法を守らなければ

ならない」ということに典型的に現れる。この場合の「法」が、具体的にはまず商法や会社法であることは言うまでもない。後者の能動的な公共性は、国家の中においても、あるいは国境を越えた経済活動を行う場合でも、企業が共同善の形成に参与しなければならぬのはどのようなケースなのか、という問題として立ち現れる。本稿は、企業の「公共性」を論ずるための一つの試論として、日本企業を例に取り、こうした「公共性」の問題を国際比較の視点から考察する手がかりを探りたい。伝統的な経済学は、大企業や労働組合のような、国家と個人の間が存在する「中間的な組織」の機能や役割に十分な注意を向けず、高度に発達した産業社会を、「独立した合理的な個人」の市場競争と「国家」による統制と介入という二元的な対立図式で特徴づけてきた。しかし大企業、労働組合、各種職能団体、消費者団体などの中間組織が、市場経済においてそれ

猪木武徳¹⁾

それぞれのメンバーの「私的利益を公共性になじむものへと転化していく機能」を無視することはできない。こうした中間組織が、民主制と市場経済において果たす役割は今後きわめて重要になると考えられる。⁽³⁾ その最大の理由は、おそらく巨大化し複雑化した現代の経済社会は、その全領域を私 (private) と公 (public) という二つの局面で区切るだけでは、経済社会が抱える問題に十分に対処できなくなってしまう点にある。いまや人間の社会生活には、個人でも国家でもない、あるいは private にも public にも属さない分野が広がっており、それを common (共同) という中間領域に位置づけつつ公共の利益に結びつける努力が求められているのではないか。以上が、本稿の問題意識である。

1 企業は「単一の意思を持った自己完結的かつ合理的な存在」ではない

企業内の技能形成や人材育成に関心を抱く者にとって、「企業」とは、何よりもその従業員を教育・訓練しながら選抜していく装置と映る。つまり企業は、そのときそのときに与えられた人的資源を組み合わせて、できる限り高い生産性を実現しようとするだけではなく、中・長期的にも、どのように人材を育てれば最適の人的資源のポートフォリオ (資産構成) が出来上がるのかを、企業内の競争

と選抜のメカニズムを用いて実現していく組織と考えるのである。そこにすでに、人的資源の開発という社会的な機能が存在する。この場合、人的資源とは、狭い意味での経済的な資産のみを指すのではなく、職業・職場を通して形成される社会的な技能や倫理的な感覚をも含む幅広い「資源」を意味する。

しかし企業は、その内部構造が何であれ、経済学では、こうした「社会性」は追求されず、ただ明確な単一意思を持った合理的行動主体と規定されてきた。与えられた技術 (technology) 制約の下で費用を最小化する企業の行動が「供給」を規定し、これら全ての企業の「供給」の総量計画表が市場に現れる。他方の「消費者」の場合同様である。個人は自らの選好 (preference) と制約条件 (予算制約) に関する全ての情報を持ち、自分の満足度の一番高い選択を行い (最適化問題を解き)、それが「需要」というかたちで市場に現れる。これら集計された需要と供給が市場で出会い、その超過と不足が価格によって調整され、均衡の価格と数量が決まる、という論理構造になっていた。⁽⁴⁾

近年、このような「企業」や「消費者」の捉え方について、「理論としての完成度は高いが、現実の経済問題を考える際の必ずしも適切なガイドとはならない」という批判が強くなっている。例えば、上述の「消費者が自らの選好と制約条件に関する全ての情報を持つ」という点を見てみよう。今日の自分が考えていることと、明

日の自分が考えていることが違うのが人間の常である。個人の選好は「時を超えて」安定的でありえない。こうした「ダイナミック・インコンシステンシー」が存在するにもかかわらず、経済学では「企業」も「消費者」もいつでも同じ生産関数や効用関数を持つものと想定されてきた。⁽⁵⁾ これらの関数によって特定化される技術や選好は、すべて企業や消費者の行動の結果として「内生的 (endogenous)」に形成されるのではなく、「外生的 (exogenous)」に与えられていると前提されてきたのである。⁽⁶⁾

自己の状態や外的環境の変化によって、人間の行動は変わる。この「ダイナミック・インコンシステンシー」の研究は、今日の自分と明日の自分が違う場合、その矛盾を解決する手段として、人間はどのような行動を取るのか、どのような制度を編み出すのか、という問いとしても取り上げられる。時とともに個人や企業の考えと行動の条件が変化する、あるいは外的環境によって主体の選好や制約条件が変化の中で、首尾一貫性や合理的行動を確保するための装置としての社会制度に着目するのである。そして社会制度は、経済主体にとっての合理性を阻害する要因ではなく、むしろ、必ずしも「合理的ではない」行動主体に合理性を保証するための条件と捉えるのである。

例えば、正月に年賀状を交換したり、新年の決意を表明したりする場を考えよう。こうした慣習には、なんらの「合理性」が存在

しないと考えられるかもしれない。しかしこの慣習には、人間にある種の「ダイナミック・コンシステンシー」を付与しようとする力が働いている。「正月」という暦の上での取り決めを、年頭に改めて自己確認をし、将来の計画を考え直すための制度と見る。その制度自体に合理性があるというよりも、制度が人間を制約することによって、人間行動の合理性と首尾一貫性を保証すると見るのである。こうした関心は、伝統的な経済学で考えられてきた「合理性」という概念が狭すぎたことに対する反省から生まれた。そして「合理性を確保するため」の制度や「公共性」というものへの関心が高まってきたのは、その意味でも当然のことと言える。所有権の保障、契約の履行などが、(経済的な)秩序形成にとって不可欠の条件であることは、古くから指摘されてきたことではあるが、こうした基本的条件の持つ公共性への論理的な含意が深く掘り下げられることはなかったのである。⁽⁷⁾

伝統的な経済学において企業や個人を考える場合、「合理性」という概念が狭かっただけでなく、合理的な選択をする「単一の主体」が存在する、という想定にも問題があった。この想定によって、経済学の中の「企業」はその「社会性」の一部を失ったわけであるが、その代償として、見事なまでの論理的整合性を獲得したのである。例えば経済学には、一企業の行動が、他企業や他の社会の成員に対して何らかの影響を及ぼすという「外部性」という概念はある

ものの、外部性のあるケースの分析はむしろ例外的なケースとして取り扱われるのが常である。しかし現実には、外部性の存在が常態なのであって、外部性が存在しないようなケースはきわめて例外的な状態と言ってもよい。社会的環境を抜きにしては企業は存在し得ない。企業は本質的に「社会的な存在」なのである。

また、企業自体がその内部で、ひとつの社会を形成し、経済的な競争、それも熾烈な競争が行われているという点も無視できない。その意思決定のメカニズム自体も複雑である。企業のCEO（最高経営責任者）が利潤を最大化すると決定すれば、現場の全ての従業員にその利潤動機が浸透し、CEOの選択が実現されると考えられているが、現実にはそうなっていない。CEOにとって利潤は決定的に重要な要素であるが、現場の従業員にとっては、ヒエラルキ一の階層が下になればなるほど、利潤動機は弱まる場合が多い。そのように考えると、「企業が単一の意思決定の主体である」という単純化は、第一近似としては有効であるが、「企業とは何か」という問題を考えるためには妨げとなることを経済学者は実感し始めたのだ。実際にはCEOは船長 (captain of industry) のようには行動できない。トップの決断が現場にある程度浸透することがあっても、トップが現場の問題の解決に全て関与することはないのである。

次節では企業の「社会的存在」のいくつかの側面を取り上げよう。

2 社会的存在としての企業

議論を少し具体的にするために、利潤最大化行動からは説明できないような役割を企業が果たしている場合を考えよう。その例として、日本企業による源泉徴収業務や福利厚生費用の一部負担がある。企業が政府機関の代理者としての社会的役割を果たしている例であるが、これらの業務をなぜ企業が行うのか（行わざるを得ないのか）という問いへの明確な答えはない。

2-1 企業の租税徴収機能

源泉徴収という租税の徴収方法は、納税義務者以外の第三者（多くの場合「企業」）に租税を徴収させ、これを国または地方公共団体に納付させる制度である。通常、第三者が給与等の支払いの際にその一定割合を所得税として天引きし、一定期間内に国庫に納付するという形を取る。この制度の下では、給与等の支払者が法律上この源泉徴収義務を負うということになっている。

所得税の源泉徴収は、多くの国々で採用された制度であるが、日本の「年末調整」のように最終的な税額の計算まで給与支払者が行うのは、イギリスやドイツなど少数の例はあるものの、世界的に見ると決して一般的な慣行ではない。源泉徴収という点では、日本の

企業は、social instrumentとして重要な役割を委譲されていると見てよい。アメリカは源泉徴収はあるが、年末調整はなく、源泉徴収を受ける納税義務者も確定申告を行うことになっている。フランスにはそもそも源泉徴収という制度がない。⁸⁾

源泉徴収は、徴税が確実に費用を節約できるだけでなく、確定申告の手続きを省略でき、納税を分割することによって納税が楽になるという利点がある。もちろん、いくつかの欠点(例えば総合課税ができないなど)があるものの、「企業」という給与等の支払者に徴税という仕事を委譲しているという点で、「私」企業が完全に「公」的な役割を担わされていることになる。

日本で所得税が創設されたのは、明治二〇(一八八七)年であった。それまでの国税収入の太宗は地租と酒税であったが、財政需要の拡大によって新たな財源が求められるようになったのである。この所得税法は、その後幾度か税制改革によって改正されたが、昭和一一(一九四〇)年の改正では、源泉徴収制が拡大された。配当利子所得の他に、新たに勤労所得に対しても源泉課税の方法が採用され、税の簡易化が進められた。⁹⁾戦時体制に向けた増税の必要から、勤労所得の免税点は一二〇〇円から七二〇円に引き下げられ、低所得層にも所得税負担が広がり、確実な徴税の必要から源泉徴収制度が導入されたのである。

以上のような歴史的な経緯を簡単に振り返ると、日本の場合、企

業が徴税機能の一部を担うようになったのは、主として「戦時体制の下における確実な税の捕捉」にあったといえる。

2-1-2 企業の従業員の福利厚生¹⁰⁾

福利厚生の一部負担も、企業の重要な社会的役割である。現金給与支払い以外に企業が労働費用として支出する福利厚生費 (fringe benefits) は、企業規模や業種によってその額や割合、増加率にかなりのバラツキがある。しかし日本でも諸外国でも、歴史的に見ると一貫して顕著な増加傾向を示してきた。OECD六カ国の全労働費用に占める非賃金労働費用 (Non-Wage Labour Costs: N W L C) の割合を約二〇年にわたって比較すると、データがそれほど国際比較に耐えうるかは問題が残るとしても、いずれの国においても非賃金労働費用の割合が高まっていることは否定できない。フランス・ドイツ・イタリアなどの大陸ヨーロッパ諸国はすでに四割を超えている。日本は「企業の福祉丸抱え」の国といわれるが、平均で二割程度であり、必ずしも企業内福利厚生の先進国ではない。

国によって何が福利厚生費に含まれるか、何が労働費用とみなされるかは多少異なる。またどのような企業内福祉制度を持つかは、その国の社会保障制度の内容、あるいは歴史的・社会的条件によって異なるため、労働費用や福利厚生費を直接数量的に国際比較することは難しい。それでも大まかなところを比べると、日本より欧州

の方が、一人当たり労働費用の中でNWL C（法定福利費、法定外福利費、退職金など）のコストが占める割合ははるかに高い。

ちなみに外国と比較しながら日本の特徴を見ると、いくつかの興味深い点が浮かび上がってくる。⁽¹¹⁾一つは、日本では法定外福利厚生費の企業規模間格差が大きいこと。そして住宅に関する費用が福利厚生費の中の大きな割合を占め、それが規模間格差を生み出していることである。この住宅費用には、社宅や独身寮の維持・管理などのための経常的支出のみが計上されている。したがって、土地などのストックのサービス価格をも福利厚生費の中に算入すれば、日本の規模間格差はさらに拡大すると考えられる。

この福利厚生費の存在理由にはいくつかの説明がありうる。企業が同額の報酬を労働者に支払うとしても、現金ではなく福利厚生有形をとると、課税されない場合があるという「節税効果」をまずあげることができる。第二は企業が労働費用を支払う場合、現金ではなく福利厚生有形で支払った方が、労働者にとって価値が大きいという「規模の効果」が生まれることである。従業員用のカフェテリアや海の家は大企業しか持っていない。すなわち大規模企業ほど労働者一人当たり低いコストで、労働者にとって大きな価値の福利厚生を供与できるのである。

このように、源泉徴収業務だけでなく福利厚生の場合も、企業が本来的な業務以外に行う部分がかなりの勢いで増加してきている。

福利厚生は企業の責任から個人の責任に移すべきであると強調する考え方もあるが、⁽¹²⁾全般的なトレンドとしては、企業の福利厚生事業は、従業員の健康から食生活、引退後の生活、あるいは子弟の教育にいたるまで、生活のかなりの側面をカバーしているのが世界的現象なのである。その他、企業が雇用保険など社会保険の保険料の一部を負担していることは言うまでもない。

2-1-3 企業の従業員が連合して（組合組織によって）

セーフティネットを張る

セーフティネットを国が（法律によって）張らねばならないという分野・対象は確かに存在する。例えば倒産企業の未払い賃金（定期給与・退職金）確保の問題に対しては、「賃金支払い確保法」（労災福祉事業、「破産法」が問題となろう。前者に関しては、立替払い限度額の引き上げ、後者に関しては租税債権を労働債権より優先させている旧法を、逆に労働債権の方を優先させるべきであるという方向に改正された。⁽¹³⁾

また、失業者に一定の手当てを支給するほか、雇用安定・能力開発・雇用福祉の三事業を行うための公的保険である「雇用保険」が、伝統的なセーフティネットであることは周知の通りである。そしてこの種のセーフティネットは九〇年代からの不況期においてさらに広く深く張り巡らされた感がある。二〇〇一年一二月に成立し

た緊急雇用対策法によって、訓練延長給付を拡充して再就職のため
の二回目の訓練期間中も失業手当が受けられるようになったことも、
その例である。

このような失業対策をはじめとする社会保障制度が、国民の生存
権、すなわち健康で文化的な生活を営む権利を実現するために存在
するという基本的思想があるため、失業時の生活費の給付は国家に
よる社会保障制度を根拠として、国家が支給すべきものだという考
えが強い。もちろん現行の雇用保険制度自体には保険機能が組み込
まれているから、本人による保険料の一部支払いがあり、給付のす
べてが国家によるわけではないが、それでも国家がその保険制度の
中心的な役割を果たしていることは否定できない。企業の負担分が
どの程度労働者側に「転嫁」されているのかという経済学的な問題
も存在する。

しかしすべてを国家に任せることで問題が解決するわけではない。
もちろん、私的保険によってリスクを回避・解決することだけでは
問題は解決しない。要は、同種・同程度のリスクをもつ人々を会員
とする団体が中間的な組織運営によって、時代とともに変化する問
題に（その性質に応じて）適切に対応できるようにセーフティーネ
ットが必要だということである。例えば、一昔前に比べて銀行が融
資先を変え始めただけでなく、現代の社会経済的な問題自体の性格
が徐々に変わってきたことを考えると、労働金庫がその社会的機能

と事業内容の見直しを行うことも必要となる。¹⁴ また、企業別の労働
組合が、毎月の経営状況をチェックする仕組みを法的に整えるとい
うことも、重要なセーフティーネットとなりうるだろう。

3 企業の社会的「責任」とは

次に共同善 (common good) へ向けた企業の能動的な貢献とい
う面へ目を向けよう。その代表的なものは、近年しばしば語られる
「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility - CSR)」で
ある。日本の大企業の多くは、近年CSRのレポートを公開してい
る。どのような内容のものなのか、関西電力(二〇〇六)の例を見
てみよう。¹⁵ まず、商品・サービスの安全かつ安定的な供給、環境問
題への先進的な取り組み、地域社会の発展に向けた積極的な貢献、
人権の尊重と良好な職場環境の構築、透明性の高い開かれた事業活
動、そしてコンプライアンスの徹底などが報告されている。レポー
トの中では、これら全てを含めた倫理的な責任が「社会的責任」と
いう概念の中核として語られている。しかしその概念の曖昧さは否
定できない。

「企業の社会的責任」は、企業の行動・選択が、社会的に望まし
くない結果を生み出した時に問われる「責任」を指すと考えられる
が、この概念の内実はいまだ十分熟していないくらいがある。その

点について次に見てみよう。

「責任」という言葉は、時として二つの意味を区別することなく用いられることがある。それは「責任」の反対語として二つの言葉が存在することからも明らかであろう。ひとつは、①責任があるのに果たしていないという「無責任 (irresponsible)」という言葉、いまひとつは、②そもそも責任の所在がないという「責任性の欠如 (unresponsive)」という言葉である。現代の産業社会では、後者の場合のように、責任の所在がないところに、「約束事として」責任を割り振ることによって(倫理的問題ではなく)「政策的問題」として問題を処理しようとするケースが増加している。

この「無責任」と「責任性の欠如」という区別は、米国の社会科学者トーマス・シェリング教授によるものである。⁽¹⁶⁾ 彼は、①内在的な(その存在自体と分離できない形の)責任と、②誰の責任にすべきか明白ではないが、その責任を誰かに帰さざるを得ないような責任とを区別した。後者の場合、それを誰の責任として割り振るかを決め、それを果たした場合に一定の評価を与えるというように、「擬制的に責任を割り振って」問題を処理するようなシステムを作ることが、前者との違いであると述べている。簡単に言えば、前者が responsible は倫理的問題、後者 unresponsive は政策問題ということになる。

一例として、シェリングは航空機のハイジャック防止対策を挙げ

ている。⁽¹⁷⁾ テロ行為を未然に防ぐために手荷物検査は非常に厳しくなったが、これを航空会社という「企業」の仕事とするのか、出入国管理局という「国家」の仕事とするのかという問題がある。そこには、(国家が取り締まるべき)犯罪と(航空会社が取り組むべき)安全性の問題が表裏一体となっていて、最終的に誰が責任をとるのかという問題が存在するものの、その責任の構造は決して単純ではない。

ハイジャックが発生した場合、防止体制が完全でなかったことの責任を誰がとるかということを見ると、航空会社としては自社の安全性をセールスポイントにして利益を得るよりは、むしろ検査を法律で義務化して、それを航空会社以外の責任で行うことを望むだろう。現実には、ハイジャック発生の最終責任を航空会社のCEOだけに負わせることは難しい。われわれの頭の中には、この種の問題では経営者が謝罪して辞任することによって解決するという図式があるが、実際にはその責任の所在は決して自明ではない。

「社会的責任」の問題は、企業の中の個人の責任が本来的に問われてしかるべき問題と、責任の所在を「約束によって」割り振っておく性質の問題とを分けて考える必要がある。技術や社会が複雑になればなるほど、誰の責任かを明確に確定できない問題が増加する。全ての政策問題に必ずしも正解が無いように、責任性の存在しない(あるいははっきりしない)事柄もある。擬制的な責任の割り振りを便宜的に用意して問題を処理することしかできないケースも十分あ

りうる。言い換えれば、倫理的な問題と政策的な問題を区別しなければならぬということである。

4 企業と倫理は無縁か？

企業活動にはつねに「利害」が関係する、したがって企業は、カント的な意味での倫理とは無縁である、とする考え方もある。カントによると、行為の道徳的価値の特徴は「利害」から離れたところにある¹⁸⁾。このカントの考え方に従うとすれば、「利害」からなされる行為が一切の道徳的価値を失うことはたしかであろう。企業活動の中心は「利害」であるから、「企業倫理と道徳は無縁」ということになる。経済は反道徳的ではなく、非道徳的なのである。マルクスの誤りは、経済を、疎外や搾取といった言葉で道徳化したことにあるという批判もある。他方、資本主義を道徳にしようと望むものは、「市場」を宗教にし、企業を偶像としてしまう。

企業活動が社会的に批判される場合、「利潤動機や資本主義経済に問題がある」という主張が出てくることが多いが、ここにも基本的な混同がある。例えば利潤動機に基づかない社会主義経済圏の公害は、自由主義経済圏よりもひどいことが明らかにされてきた。むしろ経済が成長することによって環境保全活動が進むのであり、環境の悪化は体制の問題ではない(これらの点についてはGrossmann

and Krueger (1995), Harbaugh, Levinsohn and Wilson (2000)の研究が参考になる)。「環境を破壊したのは産業化であり、自由主義経済体制である」という批判には、問題の深刻な混同がある。

環境破壊は体制の問題ではなく、重要なことは、社会的に(共同善から見て)「行き過ぎ」があったことであり、その行き過ぎを是正し、環境を改善させるための法的措置や政策をどうするのかということなのである。その過程で「中」に戻ることが重要であり、これは経営者の倫理の問題ではあるが、公共の利益にかかわる問題でもある。利潤動機そのものが悪いのではない。利潤動機自体は、誇るべき動機であり、人類が富を創出したのはこの利潤動機であったことを見過ごしてはならない。むしろ、利潤動機に「行き過ぎ」があったことが問題なのである。社会主義体制においても、政治的ネポティズムを含め、政治的な権力闘争の恐ろしい「行き過ぎ」が起こった。倫理の問題とは、基本的に「他者との関係において」(社会的に)「行き過ぎ」を如何に是正するかということである。アリストテレスも言うように、倫理的な「善」は、二つの悪徳(「行き過ぎ」と「不足」)の間に立つ「中」の峰なのである。倫理感の低下の問題は、自由企業制度にあるのではなく、どの人間も、そしてどの人間集団もが持っている社会的な観点からの「行き過ぎ」や「極端な不足」に対する感情がもたらす結果なのである。

ではその「行き過ぎ」をどう是正すればよいのだろうか。ここに

社会的な存在としての企業の「倫理的」選択問題が現れる。それは「行き過ぎ」をチェックするために、自発的 (voluntarism) でもなく強制的 (coercion) でもないような形で、相互に自己規制しあうような枠組みをつくることではなからうか。例えば、経済団体のような中間組織が環境問題に対する注意を喚起して相互に環境破壊に同じかねないような経済活動を規制したり、「ビジネス・エシックス」につながる啓蒙活動などは、過去にも現在にもその例がある。互いに自己規制し合いながら競争する枠組みをつくり、それに従わない者が「社会的制裁」を受けるような自己規制の仕組みが必要なのではないか。

本稿の冒頭で、公共性の二つの意味を区別すると述べた。一つは企業という社会の中の組織体そのものに内在する公共性、もうひとつは企業という社会的存在が公共善 (common good) のために働きかけようとする能動的な公共性である。前者は、企業という組織体自体が持つ本来的な公共性を意味し、「企業という存在も法を守らなければならない」ということに典型的に現れる。後者の能動的な公共性は、国家の中においても、国境を越えた経済活動をする企業でも、企業が公共善の形成に参与しなければならないのはどのような場合か、という問題として現れる。企業の「社会的責任」はこの後者の範疇に属する議論であろう。例えば環境問題への取り組みについて見ると、社会全体のエネルギー利用の効率化は、社会全体

の福祉に貢献する。温室効果ガス排出量の削減対策も同様である。企業が海外事業展開をする場合の地球温暖化防止の取り組みも地球社会全体に益するところ大であろう。

この種の取り組みが、企業の能動的な公共性に如何に貢献するのか、そして日本の企業が外国の諸企業に比べて、この点でいかなる特徴があるのかを抽出することが、企業の国際比較の際のひとつの重要な視点とならう。

参考文献

- ・猪木武徳『経済思想』岩波書店 一九八七年
- ・猪木武徳「企業内福利厚生と国際比較に向けて」猪木武徳・樋口美雄編『日本の雇用システムと労働市場』所収 日本経済新聞社 一九九五年
- ・猪木武徳「セーフティネットは誰が張るのか―労働金庫を例として」『日本労働研究雑誌』No.534 特別号 二〇〇四年一二月
- ・Inoki, Takenori, "Rethinking Corporate Social Responsibilities, *Journal of Japanese Trade and Industry* November/December 2003
- ・Inoki, Takenori, "Private, Public and Common: Problems in Democracy and Market Economy", *Sozialwissenschaftliche Schriften Heft 37*, herausgegeben von Rudolf Weiler, 2003 Duncker & Humblot Berlin 2003

- Inoki, Takenori, "Competition, Governance, and Morality in the Age of "New" Globalization" (paper submitted to the Conference on Globalization and Social Inequality), Hawaii, March 2006
- 岩井克人『会社はこれからどうなるのか』平凡社 二〇〇三年
- 岩井克人『会社はだれのものか』平凡社 二〇〇五年
- 橋本俊詔『企業福祉の終焉—格差の時代にどう対応すべきか』中公新書 二〇〇五年
- 大蔵省財政金融研究所財政史室編『大蔵省史—明治・大正・昭和—』第二卷 一九九八年
- 大蔵省財政史料室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第八卷 一九七七年
- 国税庁『国税業務の概要』二〇〇六年
- 金子宏『租税法(第四版)』弘文堂 一九九二年
- 関西電力『CSR Report 2006』二〇〇六年
- Grossman, Gene and Alain Krueger, "Economic Growth and the Environment," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.110 (1995), pp.353-77.
- Harbaugh, William, Arlik Levinsohn and David Wilson, "Reexamining the Empirical Evidence for an Environmental Kuznets Curve," NBER Working Paper No.7711 Cambridge, Mass.: National Bureau of Economic Research, May 2000.
- Schelling, Thomas C. *Choice and Consequence*, Harvard University Press, 1984
- Schelling, Thomas C., *Micromotives and Macrobbehavior*, W. W. Norton & Company, 1978
- Schelling, Thomas C., *Strategies of Commitment and other Essays*, Harvard University Press, 2006
- Comte-Sponville, André, *Le Capitalisme, Est-il Moral ?*, Editions Albin Michel S.A., 2004 (小須田健／C・カントン訳『資本主義に徳はあるか』紀伊国屋書店 二〇〇六年)
- アリストテレス『ニコマコス倫理学』(高田三郎訳) 岩波文庫(上)(下) 一九七—七三年
- カント『道徳形而上学原論』第一章(篠田英雄訳) 改訳—岩波文庫 一九七六年
- ヒューム『人性論』(大槻春彦訳) 岩波文庫 一九四八—五二年
- Keynes, J. Maynard, *Essays in Persuasion*, 1926 (宮崎義一訳『説得論集』『ケインズ全集』第九卷所収 東洋経済新報社 一九八一年)
- Knight, Frank H., *The Ethics of Competition and Other Essays*, The University of Chicago Press, London 1976, First Published in 1935
- Marshall, T. H., *Social Policy in the Twentieth Century* (New Edition) Hutchison University Library 1975
- Tocqueville, Alexis de, *Democracy in America*, translated, edited, and with an introduction by Harvey C. Mansfield and Delba Winthrop, The University of Chicago Press 2000

注

- (1) 本稿は、二〇〇六年二月二八、二九日学習院大学で開かれた第七一回公共哲学京都フォーラム「国家と公共世界」において報告した論文に、桂木隆夫（学習院大学）、稲垣久和（東京基督教大学）、紙谷雅子（学習院大学）、曾根泰教（慶應義塾大学）、橋本努（北海道大学）、森村進（二橋大学）、山脇直司（東京大学）、金泰昌（公共哲学共働研究所）矢崎勝彦（京都フォーラム）からいただいたコメントを参考にしながら改訂したものである。フォーラム参加者に改めて感謝したい。
- (2) この点については、Inoki(2003)であらましを論じた。
- (3) Keynes (1926)
- (4) ゲーム論ではなく一般均衡論の枠組みをとる標準的なミクロ経済学の教科書は、すべてこうした理論構造で解説されている。その厳密さ、論理的な整合性は社会科学の中で最も美しい理論の一つだと言われる。
- (5) この点に関する問題を、最も早い時期に理論的に展開した経済学者の一人はT. Schellingであろう。彼の関心は社会制度論にあつたとも考えられる。彼の論点が最も包括的に取り扱われているのは、Schelling (1984) である。
- (6) 効用関数が外生的に与えられるものではなく、社会的に、内生的に形成されるという点を強調したのはF・ナイトである。Knight(1935)。
- (7) この点については、猪木（一九八七）第一章に解説がある。ヒューム『人性論』の第三篇第二部を参照。
- (8) 国税庁（二〇〇六）
- (9) 大蔵省財政金融研究所財政史室（一九九八）二〇五―二〇七頁。金子宏（一九九二）四六一―五四頁。
- (10) 以下の解説は、猪木（一九九五）による分析を要約したものである。
- (11) 特に、猪木（一九九五）第三節を参照。
- (12) 猪木（二〇〇五）
- (13) 新しい「破産法」では、労働債権のうち、未払給料債権については、破産手続開始前三ヶ月間に生じたものを、退職手当の請求権については、原則として退職前三ヶ月間の給料の総額に相当する額を、それぞれ財団債権とすることになっている。
- (14) 猪木（二〇〇四）が、労働金庫の保険機能のための中間組織としての可能性を論じている。
- (15) 関西電力（二〇〇六）は、同社のCSRへの取り組みを報告するものである。
- (16) Schelling(1984)
- (17) Schelling(1984)
- (18) Conte-Sponville (2004) がこの立場からの理論を展開している。
- (19) アリストテレス『ニコマコス倫理学』第二巻第二章、第六章―第九章。